様式 ４１

高圧ガス販売計画書(液石則)

１．販売の目的

|  |  |
| --- | --- |
| 販売所の名称 | （電話番号 ） |
| 販売所の所在地 |  |
| 主な販売先 |  |
| 販売の形態 | (1) 小売 (2) 卸売 　(3) 卸小売　 (4) その他（ 　　　　　 ） |
| (1) 容器による販売 　　 (2) 伝票による販売 　　 (3) 導管による販売  (4) その他（ ） |

２．販売の方法に係る技術上の基準に対応する事項（規則第４１条）

(1) 液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備えます。（別添のとおり）

(2) 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないものをもって行います。

(3) 充てん容器等の引渡しは、法第４８条第１項第５号の期間を６月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもって行います。

(4) 液化石油ガスの消費設備について、次の事項に適合していることを確認した後に販売します。

ア 充てん容器等には、当該容器を置く位置から２ｍ以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。

　 イ 充てん容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。

ウ 充てん容器等は、常に温度４０℃以下に保つこと。

エ 充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずること。

オ 充てん容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び1.6MPa以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設けること。

カ 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあっては2.6MPa以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあっては0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれと同等以上のものと認める試験に合格する管を使用すること。

キ 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いることにより確実に行うこと。

(5) 配管の気密試験のための器具又は設備を備えます。

３．容器置場及び貯蔵量

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 容器置場の所在地又は設置場所 | |  | | | | | |
| 容器置場の面積 | | ㎡ | | 最大貯蔵量 | | Ｋｇ | |
| 1本あたりの充てん量  (Ｋｇ) | 貯蔵本数 | | 貯蔵量  (Ｋｇ) | 1本あたりの充てん量  (Ｋｇ) | 貯蔵本数 | | 貯蔵量  (Ｋｇ) |
|  |  | |  |  |  | |  |
|  |  | |  |  |  | |  |
|  |  | |  |  |  | |  |
|  |  | |  |  |  | |  |
|  |  | |  |  |  | |  |

４．貯蔵の方法に係る技術上の基準に対応する事項（規則第１９条第２号）

(1) 貯蔵は、通風の良い場所で行います。

(2) 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。

(3) 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置きません。

(4) 容器置場の周囲２ｍ以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置きません。

(5) 充てん容器等は、常に４０℃以下に保ちます。

(6) 充てん容器等（内容積が５以下のものを除く。）には、転倒、転落等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱をしません。

(7) 容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。

　（8） 船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器では貯蔵しません。（法第16条第1項の許可を受け、又は法第17条の2第1項の届出を行ったところに従い貯蔵する場合を除く。）